

役員報酬規程

第1条（目的）

社会福祉法人ねやのさと福祉会理事・監事・評議員（以下「役員」という）に支給する報酬（以下「報酬」という）に関する事項について、この規定の定めるところによる

第2条（役員報酬基準額）

- 1、 理事は無報酬とする
- 2、 監事の報酬は、監事監査10万円
理事への出席1万円（1回につき）とする
- 3、 評議員は無報酬とする

附則

この規定は、平成25年12月1日より施行する

この規定は、平成29年4月1日より施行する